

平成 28 年 4 月 27 日

交野市
池田泉州銀行
京都銀行
京都信用金庫
近畿大阪銀行
枚方信用金庫
JA 北河内

交野市地方創生プロジェクト

「おりひめ教育ローン制度」に関する提携について

池田泉州銀行・京都銀行・京都信用金庫・近畿大阪銀行・枚方信用金庫・JA 北河内 提携

交野市と、交野市内の 6 金融機関（池田泉州銀行、京都銀行、京都信用金庫、近畿大阪銀行、枚方信用金庫、JA 北河内）は、平成 28 年 5 月 2 日（月）から交野市が取扱いを開始する「おりひめ教育ローン制度」を軸に相互に提携し、交野市在住の方々の教育資金ニーズにお応えいたします。

交野市は、「地方版総合戦略」にて「子育て世代が魅力を感じるまち」を掲げており、子育て世帯の負担を減らす施策を進めております。今回「地方創生プロジェクト」の一環として、交野市在住の方が、お子様の高校・大学進学に必要な資金を、上記の 6 金融機関でお借入れされた場合の利子について、1 回のお借入額 100 万円迄、10 年間を限度として、年率 0.2%の利子補給を行います。

なお、各提携金融機関でも、交野市の利子補給額と同程度の金利引き下げがありますが、詳しくは、下記の各金融機関お問い合わせ窓口へご確認ください（一部、金利引き下げがない場合もございますので、あらかじめご了承ください）

■「おりひめ教育ローン制度」概要■

対象者	提携金融機関にてお借入れされる方又はこの制度を利用して高等学校以上の学校へ進学予定の方が交野市在住であること（住民登録を行っている）
資金使途	平成 29 年 4 月以降に高等学校以上へ進学するための資金
受付期間	平成 28 年 5 月 2 日（月）～平成 29 年 3 月 31 日（金）
利子補給額	年率 0.2%相当額 （ただし 1 融資 100 万円・融資期間 10 年を限度）
特記事項	各年度の定員：300 人（定員に達し次第、受付終了）

おりひめ



教育ローン



お子様の高校・大学進学を応援します!



高校や大学に進学のための教育貸付金について、

平成 28 年 5 月
～ 32 年 3 月 末
までに融資を受
ける方が対象

年利 0.2%

相当を**交野市**が補助いたします。

平成 28 年度の申し込み

受付期間：平成 28 年 5 月 2 日 (月) ～ 29 年 3 月 31 日 (金)

※定員の 300 人に達し次第、28 年度の受け付けを終了します。

申請対象：提携金融機関へ教育貸付金を申し込む方で、下記の

①②③を満たす場合

- ①平成 29 年 4 月以降に進学を予定されている人のための貸付金であること。
- ②高等学校以上の学校に進学するための貸付金であること。
- ③貸付金の借入人となる人、またはこの制度を利用して進学予定の人のどちらかが、交野市に居住し住民登録を行っていること。

※当制度は進学を予定される方 1 人につき 2 回までを対象とします。

提携金融機関 (近畿大阪銀行・JA 北河内以外は、いずれも交野支店)

池田泉州銀行、京都信用金庫、京都銀行、近畿大阪銀行、
枚方信用金庫、JA 北河内各支店

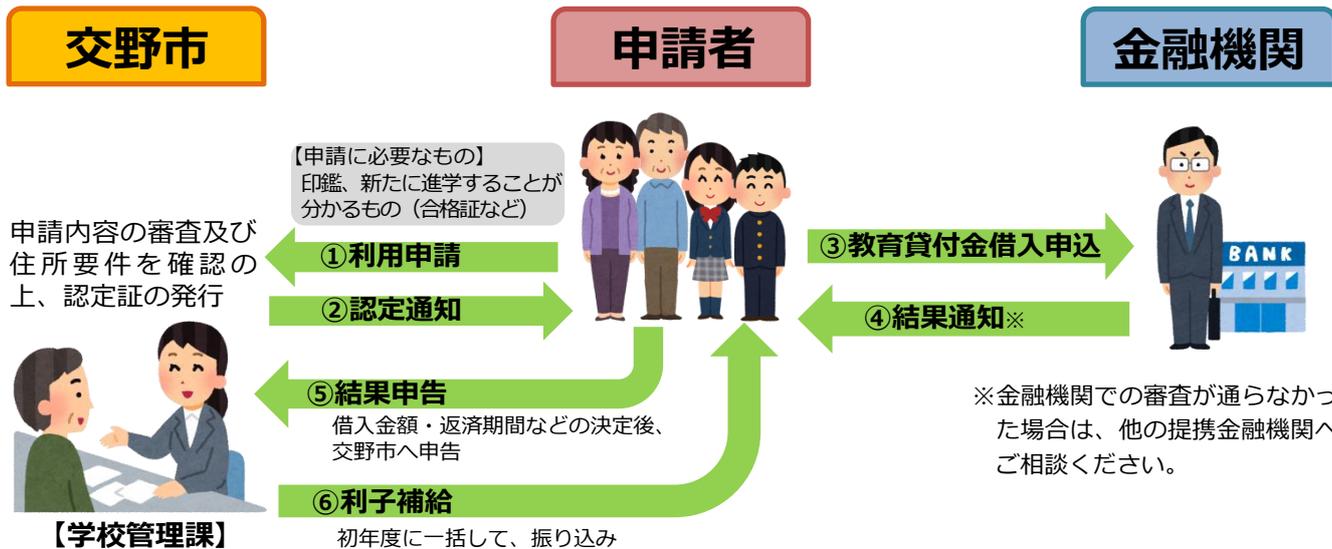
(五十音順)

※提携金融機関の適用金利につきましては、各金融機関までお問い合わせください。

おりひめ教育ローン制度に関する問い合わせ・申し込み

交野市教育委員会 学校管理課 学務・保健係 (市立青年の家内) TEL 072-810-8011

おりひめ教育ローン利用の流れ



利子補給額

融資期間	利子補給額		備考
	融資額が 100 万円以上 (*1)	融資額が 100 万円未満	
1 年	1,077 円	左記の融資期間に応じた金額に、融資実行額(1万円未満切捨)を乗じ、1,000,000 円で除した金額(円未満端数切捨)	1. 「融資期間 1 年」とは毎月の 12 回返済、以後 1 年ごとに返済回数は 12 回ずつ増加するものとみなし、利子補給金額を決定します。 2. 実融資期間において、それぞれ 1 年に満たない端数月がある時は、端数月数にかかわらず 1 年とみなします。
2 年	2,070 円		
3 年	3,068 円		
4 年	4,063 円		
5 年	5,061 円		
6 年	6,059 円		
7 年	7,043 円		
8 年	8,054 円		
9 年	9,056 円		
10 年 (*2)	10,058 円		

(*1) 元利均等毎月返済で、年 0.2%の借入返済を行う条件（円未満端数切捨）とみなして算出。

(*2) 10 年以上は、融資期間 10 年とみなす。

【利子補給額の計算例】

148 万円を 7 年 6 か月で返済する場合

融資額：148 万円⇒100 万円以上は、100 万円とみなす。

融資期間：7 年 6 か月⇒端数月については 1 年として、8 年とみなす。

$8,054 \text{ 円} (\times) \times 100 \text{ 万円} / 100 \text{ 万円} = 8,054 \text{ 円}$ (利子補給額)

※上表における融資期間 8 年の利子補給額

83 万円を 4 年 2 か月で返済する場合

融資期間：4 年 2 か月⇒端数月については 1 年として、5 年とみなす。

$5,061 \text{ 円} (\times) \times 83 \text{ 万円} / 100 \text{ 万円} \approx 4,200 \text{ 円}$ (利子補給額)

※上表における融資期間 5 年の利子補給額

おりひめ教育ローン制度について

平成 28 年度から 31 年度の 4 年間、各年 **300 人** を対象に、市は、1 融資 100 万円・10 年間を限度(100 万円・10 年間を超える時は 100 万円・10 年間)として、年 0.2%相当の利子補給を行い、全期間分を一括交付します。

なお、「教育資金貸付金」の引き下げとなる利率や対象となる借入期間等、個別商品内容については、各提携金融機関にお問い合わせ下さい。

ご注意 当制度の利用対象者となったことをもって、金融機関からの融資実行が保証されるものではありません。融資実行については、各金融機関が個別に審査することとなります。

